

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 8 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23330031

研究課題名(和文)法曹の職域拡大に伴う法曹倫理の展開

研究課題名(英文)The Development of Legal Ethics in the Age of Augmentation of the Legal Profession

研究代表者

森際 康友(MORIGIWA, YASUTOMO)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：40107488

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 13,800,000円

研究成果の概要(和文):組織内の弁護士など、拡大した分野における弁護士の職業倫理については、規定も少なく、考え方が十分に定まっていない。職域拡大時代における職務倫理規範やそれを支える核心的価値について、チームで築き上げた法曹倫理研究のネットワークを活用し、国内外の研究者や実務家と連携して比較調査し、実務家の指針とその基盤となる理論を探究した。日弁連と協力しつつ、弁護士法31条の指導監督、弁護士職務基本規程50-51条の解釈、預り金、第三者委員会の規程等の難問に取り組み、各年度末に開催する国際シンポジウムでの研究報告を中心に、内外での講演、講義や研修、学術誌その他のメディアでの発表を通して法曹倫理の研究教育に寄与。

研究成果の概要(英文):In Japan, the norms governing in-house counsels are few and undeveloped. Internationally, there is a discrepancy in competence between the traditional and the in-house lawyer, the reasons for which is yet to be sufficiently investigated. Our team worked with the members of national and international networks developed through our research in this area, and conducted empirical research, to build a viable theory, which would provide well-justified principles for the in-house counsel and other lawyers developing new avenues in which law can be of service. The findings were made public at the international symposia held in Tokyo at the end of each academic year, and disseminated through lectures and classes both in and outside Japan. The research group has had a working relationship with the JFBA (Japan Federation of Bar Associations) in the process of deciding on the topics for research and is in touch with the executive committee of the IAOLE (International Association of Legal Ethics).

研究分野：法哲学・法曹倫理・生命倫理

キーワード：法曹倫理 指導監督 組織内弁護士 社会正義 弁護士の独立性 依頼者保護 預り金 第三者委員会

1. 研究開始当初の背景

法学教育の中でも、法曹倫理のような実務教育科目に関する教育は、法科大学院制度とともに始まったばかりなので、その方法論はまだ試行錯誤の段階にある。わが国の大学における法学教育がこれまでゼネラリスト養成に傾いていたこともあり、法曹論および法曹養成論は、民事訴訟法学と法社会学の狭間にあり、独立した研究分野となっているとは言い難い。このような状況にあって、中京地区の法科大学院における法曹倫理教育担当者を含む実務家と研究者が協働する研究会活動を通して、研究代表者は教科書『法曹の倫理』(名古屋大学出版会、初版2005年、(第2版2011年、第2.1版2015年))を編み、同時に、本書を利用した教育方法を開発してきた。現在、法曹倫理の教育研修実践を通して、その方法をさらに発展させつつある。

が、教育現場で痛感するのは、たとえば弁護士倫理におけるコア・バリューとされる利益相反の禁止や守秘義務の遵守が、教義として確固とした地位を確立しつつも、これらの価値を支える理論的基盤の研究が未開発だ、ということである。すなわち、実務家はこれらの価値を守らねばならないことは叩き込まれているが、なぜ守るべきかと問われると十分に答えられないのである。これでは「応用問題」に直面した際に、何をどのように考えればよいのか、苦悩することであろう。こうして法科大学院における法曹倫理教育の充実には、こういった「なぜ」に答えられる法曹倫理の学問的確立が不可欠であると確信するに至った。

その後、2010年度まで、法科大学院制度は6年間の実践を経たが、周知のように、制度自体が様々な問題を抱え、法曹倫理を必修科目として法科大学院で教育するメリットがともすれば忘却されがちであった。しかし、旧司法試験制度のように、法曹倫理についての知識も自覚も要求されない制度に比して、いわゆるコアカンを踏まえた法科大学院での法曹倫理教育は、比較にならないほど法曹の質の向上に貢献しうる可能性を秘め、一橋、名古屋、関西学院大学等々、それを現実のものとする法科大学院の教育実践もあった。

本研究の前身である共同研究は、2008年度以降、法曹の量的充実とそれに伴う<法曹の職域拡大>こそ、これまで泣き寝入りに行っていた、保護されざる権利の発掘と救済に答えるための方策である、との原点を踏まえ、「職域拡大時代の法曹倫理」を探究してきた。同様の共同研究が、北海道、東京で行われるも十分な発展をみず、各法科大学院での法曹倫理教育がそれぞれの仕方理想を追求する中で、本研究は毎年度末に東京で開催する国際シンポジウムを核として、全国規模での共同研究を可能とし、職域拡大に伴う法曹倫理上の主要問題に関する比較法的・理論的共同研究に拠点を与える役割を果たしてきた。

2. 研究の目的

弁護士の職業倫理は、司法を担う一員としての規範枠組みにおいて、依頼者に対する誠実義務を全うすることを基軸とする。しかし、近年、弁護士の職域の拡大に伴い、弁護士には、企業や行政庁といった組織内弁護士として、あるいは、企業の監査役や第三者委員会の委員としての活躍など、多様な勤務形態や職務が登場しつつある。これらにおける弁護士の職業倫理について根本的な考察が求められている。さらに、これら新たな職業倫理規範と従来の中核的価値や規範との関連についても慎重かつ総合的な検討が必要である。研究代表者および分担者のこれまでの蓄積を活用して、この領域に分け入り、実務家の指針とその基盤となる理論構成とを探究するのがこの研究の主要な目的である。

同時に、共同研究者3名を中心に、内外の研究者・実務家の協力を得て、法曹としての倫理的資質を育む最適な教育研修方法の開発を、それぞれの法科大学院、共同研究、法共同体の現実に即しつつ、めざすこととした。

こうしてリベラルな国家における司法府の健全な運営において法曹倫理が果たす役割を、法曹に関する倫理と法制の実態と歴史に即して明らかにし、その上で、法曹倫理体系の理論化を試みることにした。

3. 研究の方法

これまで日本の他、フランス、トルコと合衆国で法曹倫理の国際会議を組織・開催した研究代表者が、研究分担者松本恒雄(当時)、長谷部恭男とのチームで築き上げた法曹倫理研究の国際的ネットワークを活用し、各地の海外連携研究者、研究協力者と国際共同研究を行ってきた。

近年、法曹倫理が直面する問題は、グローバル展開する大規模事務所における問題群と伝統的なローカルな小規模事務所のそれとに二極分解している。前者はその通常の営業形態が常に新たな職域を開発するものとなっており、また、後者における雇用が飽和状態に至ると、新たな職域を求めて企業内、政府内弁護士が増加する傾向が見受けられる。このような情勢における弁護士の職業倫理規範がどのように展開しているかを追い、上記ネットワークのうち、新たに組織された国際法曹倫理学会(IAOLE)やCCBE(欧州弁護士会評議会)、ABA(米国法曹協会)などの組織と協力しつつ、英独仏伊ベルギーおよび合衆国カナダとの比較を通じた理論化を行った。

4. 研究成果

【2011年度】

本研究初年度の23年度は、前研究の成果を活かし、主任・分担各研究者が担当研究を推進、各地で成果を報告しつつ、並行して国際会議を企画・実行し、連携研究者等から研

究調査報告を受けるとともに、諸外国で研究成果を発表した。国際会議は、2011年3月に東京大学で、法曹倫理国際コロキウム「法曹倫理の最前線」、同シンポジウム「弁護士人口の増加と職業倫理」と題して、前研究成果報告シンポジウム「職域拡大時代の弁護士倫理 - 課題と展望」を踏まえた企画で開催し、併せて関係者と、2012年度以降の研究打合せを行った。

具体的には、中国における法曹人口激増への対応・課題、欧州におけるABS等、法律専門職ビジネスモデルの急展開とそれへの職業倫理の対応・課題の報告を受けて、日弁連における弁護士職務基本規程解説の改訂作業を行った弁護士チームや日本組織内弁護士協会の協力を得て、弁護士の人口増加への対応として弁護士の職域拡大を掲げ、わが国における企業内弁護士倫理の課題、利益相反と依頼者の同意の問題をとりあげた。また、この間の検察官不祥事問題についての反省として、検察官および刑事弁護人の役割と課題をとりあげ、議論した。

この間、森際は弁護士の職域拡大に対応した改訂を行った教科書『法曹の倫理』第2版の中国語訳発刊を記念する講演を台北で行った。また、研究成果を法哲学社会哲学国際学会連合(IVR)世界会議(フランクフルト・8月)で発表、引き続き、アイルランドの弁護士倫理の調査を行った。

教育研修実践については、森際は本年度もドイツ裁判官アカデミーでドイツの裁判官を中心とする欧州の裁判官の倫理研修を行ったほか、本務校以外に学習院大学、九州大学で法曹倫理やその裏面であるCorruption(汚職・腐敗)の講義を行った。こうして「法曹の職域拡大に伴う法曹倫理の展開」に寄与する研究・情報発信・教育を実施した。

【2012年度】

本研究第2年度の24年度は、これまでの研究成果を活かし、主任・分担各研究者が担当研究を推進、内外各地で成果を報告しつつ、並行して年度末に東京で第4回国際シンポジウムを企画・実行した。

シンポジウムは、2013年2月23、24日に東京大学で、法曹倫理国際シンポジウム「法曹と使命と職業倫理」と題して、前年度のシンポジウム「弁護士人口の増加と職業倫理」を踏まえた企画で開催し、法曹人口増に伴う諸問題がわが国の法曹倫理の教育研究体制整備にどのような影響を与えており、今後何をすべきかについて研究を深めた。シンポジウムは3部からなり、「法曹養成制度と法曹倫理教育」、「企業不祥事における第三者委員会と弁護士倫理」、「検察官の使命とその職業倫理の課題」について研究報告を行った。

外国からの招聘については、第1部については、韓国との比較のため同国の李潤齋(亜州大)第2部は行政委員会等委員の倫理と弁護士倫理の交錯を専門とするローン・ソッ

シン(ヨーク大)に報告を、検察官倫理については台湾のそれとの比較のため、黄瑞明(元・台北律師会長)にコメントを頂いた。

その他、森際は弁護士の職域拡大に対応した改訂を行った教科書『法曹の倫理』第2版の活用方法を愛知法曹倫理研究会で月1回、共同研究した。また、研究成果を松本は釜山大で報告、森際はサンパウロ大学(ブラジル)法曹倫理国際会議(カナダ)で講演。

教育研究実践については、森際は本年度もドイツ裁判官アカデミーでドイツの裁判官を中心とする欧州の裁判官の倫理研修を行ったほか、モンゴルで裁判官倫理の研修教官を育てるための研修を実施。本務校以外にブラチスラバ(スロバキア)のパンヨーロピアン大学、国内では学習院大学で法曹倫理やその裏面であるCorruption(汚職・腐敗)の講義を行った。こうして「法曹の職域拡大に伴う法曹倫理の展開」に寄与する研究・情報発信・教育を実施した。

【2013年度】

本年度は、研究の第3年度に当たり、下記の通り実施。4月中旬に、25年度研究計画の確認・遂行のため、研究打合せを行った。5月には打合せで決めた分担に基づき、各自が分担研究を開始。森際は6月上旬に、モンゴル国立大学で講演、また、同国で進行中の司法制度改革の法曹倫理関係事項について関係者に助言。7月下旬には法哲学社会哲学国際学会連合世界大会(ブラジル)に参加、参加各国の研究者から情報収集し、ブラジル、そして帰途に米国の研究者と今後の国際共同研究に関して打合わせ、Fordham大学のBruce Green教授に検察官倫理について名古屋で講演頂けることとなった。8月には、ドイツ裁判官アカデミーで裁判官倫理について講演。10月には、分担者の松本恒雄が国民生活センター理事長に転出したので、須網隆夫早稲田大学法科大学院教授を研究分担者に迎えた。12月には、上記Green教授の講演会を中京大学で開催した。

他方、弁護士倫理の研究者にとっては、折から頻発していた、弁護士会等の要職経験者がその地位や経歴を利用して非行をはたらく、いわゆる弁護士不祥事への対策を講じることが緊急課題となった。日弁連の関係者と連携し、共同の対策研究会を7月から月次を開くこととなった。当研究のとりまとめとして、25年3月に、第5回法曹倫理シンポジウムを東京で開催。弁護士不祥事と自治組織の責任について、および、依頼者保護基金について、7回にわたる研究会の成果を報告した。前者については、欧州での状況と理論的到達点についてCCBE(欧州弁護士会連合会)の推薦を得てベルギーの弁護士会長経験者を、後者については、全米依頼者保護基金研究会会長の推薦を得てハワイ州の懲戒訴追局長および依頼者基金管理官の経験者を招聘し、その報告を受け、会場で議論した。

会議後に、総括会を開催し、総括とともに、最終年度の研究に向けた研究テーマの調整を行った。

【2014年度】

最終年度の本年度は、4月中旬に、26年度研究計画の確定・執行計画策定のため、日弁連法務研究財団110号財団研究グループと合同で研究会を開催。5月には決定した分担に基づき、各自が分担研究を開始。研究代表者の森際は7月にロンドンの第6回国際法曹倫理会議(ILEC6)で成果の一部を報告し、研究打合せを、9月には、恒例のドイツ裁判官アカデミーでの裁判官倫理の講演を行った。10月には、世銀主催の法・正義・開発週間におけるシンポジウムのパネリストとして発言、11月にはポルチモア大学のM.セラーズ教授らと法曹倫理教育について意見交換。

この間、検察官倫理研究会および昨年度来の、日弁連の関係者と連携した月例の「弁護士会による指導監督」研究会を継続。その成果を27年3月21-22日開催の「第6回法曹倫理国際シンポジウム」で報告(後述)。また、森際は愛知法曹倫理研究会を中心に、27年4月26日開催の臨床法学教育学会第8回年次大会の法曹倫理部会で「離婚をめぐる技術と倫理」ミニシンポを企画、会員とともに月例研究会で報告準備を進めた。

教育面では、須網、森際がそれぞれ本務校の授業で内容・方法に関する成果を実践するとともに、森際は26年12月に一橋大学の関係者が開催した法曹倫理教育のシンポジウムで米国の専門家と意見交換、27年2月には九州大学で集中講義を行い、研究成果を留学生教育に還元した。また、愛知法曹倫理研究会等の協力を得て、各章末尾の設問を改訂した教科書『法曹の倫理』第2.1版を刊行、さらにこれに対応した教員用マニュアルをも作成した。

3月に東大で開催した国際シンポジウムでは、村越進日弁連会長による開会の挨拶の後、弁護士の地位と権限、組織内弁護士と弁護士倫理、弁護士会の会員に対する指導監督の3部構成で、上記研究会での研究成果を報告し、会場で活発に議論した。会議後に総括会議を関係者で開き、4年間の総括を行うとともに、新年度以降に共同研究を継続することとし、新たな共同研究について打ち合わせた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計31件)

森際康友、Making Delivery a Priority: A Philosophical Perspective on Corruption and a Strategy for Remedy, *The World Bank Legal Review*, vol6, 査読有、2015、437-455

森際康友、法科大学院における法曹倫理教

育: その意義と課題、法の支配、174号、査読無、2014、53-63

森際康友、Putting Corruption in Context: The philosophical underpinnings of the nature, drivers of and remedies to corruption, 名古屋大学法政論集、258号、査読無、2014、217-235
森際康友、証人尋問準備の技術と倫理、法曹養成と臨床教育、7巻、査読無、2014、90-95

須網隆夫、グローバル立憲主義とヨーロッパ法秩序の多元性 - EUの憲法多元主義からグローバル立憲主義へ -、*国際法外交雑誌*、113巻、査読無、2014、325-355

長谷部恭男、Privacy in the Age of Ubiquitous Computing, *Percorsi costituzionali*, vol. 1, 査読無、2014、133-140

森際康友、戸松秀典、河上正二、山本和彦、吉田俊弘、パネルディスカッション 法学と法学教育、法と教育、3巻、査読無、2013、83-114

森際康友、弁護士倫理における理念と政策、大阪弁護士会研究センター『研修速報』、419巻、査読無、2013、1-23

森際康友、石川寛俊、鳥山半六、松下守男、パネルディスカッション 弁護士倫理における理念と政策、大阪弁護士会研究センター『研修速報』、419巻、査読無、2013、24-43

松本恒雄、消費者被害の賠償・返金と不当収益の剥奪—被害救済とコンプライアンス促進との有機的結合に向けて、鹿野菜穂子・中田邦博・松本克美編『消費者法と民法』(法律文化社) 1巻、査読無、2013、288-299

松本恒雄、予備試験が法科大学院教育及び法曹養成システムに与える影響、法曹養成と臨床教育、6巻、査読無、2013、97-101
須網隆夫、ヨーロッパにおける憲法多元主義、法律時報、85巻11号、査読無、2013、43-48

松本恒雄、日本の法科大学院制度と新司法試験及び予備試験の現状と展望、一橋法学、12巻1号、査読無、2013、1-31

森際康友、Sunstein on Judicial Minimalism, *Archiv fuer Rechts- und Sozialphilosophie*, Beiheft132, 査読無、2012、7-10

森際康友、組織内弁護士の自治と倫理、自由と正義、63巻10号、査読無、2012、29-34

森際康友、The Coexistence of Stability and Justice in the Interpretation of Law, Kazuhiro Matsuzawa(ed.), *De l'hermeneutique philosophique à l'hermeneutique du texte*, Global COE Program International Conference, no.13, 査読無、2012、89-92

森際康友、法解釈における安定性と正義の

共存、GCOE プログラム「テキスト布置の解釈学的研究と教育」国際研究集会報告書『哲学的解釈学からテキスト解釈学へ』、13巻、査読無、2012、205-208

松本恒雄、民法における「人」像、法学セミナー、688号、査読無、2012、28-31

松本恒雄、債権法改正論議の動向と損害保険への影響、損害保険研究、74巻1号、査読無、2012、29-62

松本恒雄、消費者被害の救済と防止への政府の対応と今後の立憲課題、市民と法、78号、査読無、2012、38-47

- ⑳ 長谷部恭男、投票価値の較差を理由とする選挙無効判決の帰結、法学教室、380号、査読無、2012、38-41
- ㉑ 長谷部恭男、自己欺瞞と偽善の間—「狂気の皇帝」カリグラ、世界、835号、査読無、2012、190-198
- ㉒ 長谷部恭男、Montesquieu's Significance for Contemporary Japan: What Japanese Constitutional Scholars Have Failed to Learn from Montesquieu、東京大学法科大学院ローレビュー、Vol.7、査読無、2012、199-202
- ㉓ 長谷部恭男、裁判官の良心・再訪、樋口陽一他編『国家と自由・再編』、1巻、査読無、2012、289-303
- ㉔ 長谷部恭男、War Powers, Michel Rosenfeld and Andras Sajo (eds.), Oxford Handbook of Comparative Constitutional Law, 1巻、査読無、2012、463-480
- ㉕ 松本恒雄、第1回予備試験と法科大学院教育、受験新報、732号、査読無、2012、1-1
- ㉖ 森際康友、Interpretation by Another Name, Interpretation of Law in the Age of Enlightenment: From the Rule of the King to the Rule of Law、査読無、2011、125-138
- ㉗ 松本恒雄、化粧品品の安全・安心と表示 - 消費者に信頼される開発、マーケティング、苦情対応、日本化粧品学会、査読有、35巻3号、2011、191-196
- ㉘ 松本恒雄、ISO26000 はなぜ必要なのか、人間会議、2011冬号、査読無、2011、192-197
- ㉙ 長谷部恭男、カントの法理論に関する覚書、立教法学、82巻、査読無、2011、384-400
- ㉚ 長谷部恭男、一人別枠方式の非合理性、ジュリスト、1428号、査読無、2011、48-55

〔学会発表〕(計26件)

森際康友、基調講演、第6回法曹倫理国際シンポジウム「弁護士倫理と弁護士会」、2015年3月21日、東京大学法学部

森際康友、趣旨説明、国際シンポジウム「臨床研究における正義 Justice and Challenges in Clinical Research」、2015

年3月13日、名古屋国際会議場
森際康友、Remarks on Corruption, Open Roundtable, Drivers of Corruption, 2014年10月20日、World Bank(アメリカ合衆国・ワシントンDC)

森際康友、Philosophische Grundlagen der richterlichen und staatsanwaltlichen Ethik, Tagung an der Deutschen Richterakademie Trier <Richterliche und staatsanwaltliche Ethik – Justizielle Standards im laenderuebergreifenden Vergleich, 2014年9月18日、Deutsche Richterakademie Trier(ドイツ・トリーア)

森際康友、How Much Truth Should Doctors Tell? The 9th East Asian Conference on Philosophy of Law, 2014年8月21日、Hankuk University of Foreign Studies(韓国・ソウル)

森際康友、Legal Ethics Education for the Civil Law Tradition: Case of Japan, 6th International Legal Ethics Conference, 2014年7月10日、City University of London(英国・ロンドン)

森際康友、The Evolution of the Rule of Law, or, Law as the Method to Overcome the Prisoners' Dilemma, International Symposium on the Rule of Law, 2014年5月23日、Renmin University of China(中国・北京)

森際康友、“Putting Corruption in Context,” International Conference “Institution Design for Conflict Resolution and Negotiation –Theory and Praxis –” 2014年2月2日、名古屋大学

森際康友、ワークショップ「民事事実認定の実像を求めて」掲題、日本法哲学会年次大会、2013年11月16日、駒澤大学
須網隆夫、ヨーロッパにおける法秩序の多元性とグローバル立憲主義 - EUの憲法多元主義とグローバル立憲主義 -、国際法学会研究大会、2013年10月13日、静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ

森際康友、“Philosophische Grundlagen der richterlichen Ethik,” und “Richterethik in Japan und Deutschland vor dem Hintergrund ihrer Geschichte,” Tagung an der Deutschen Richterakademie Trier “Richterliche Ethik – Grundlagen, Perspektiven, weltweiter Vergleich richterlicher Verhaltensstandards”, 2013年8月22日、Deutsche Richterakademie Trier(ドイツ)

森際康友、The Truth in “Gesetz ist Gesetz”, 26th World Congress of the IVR, 2013年7月25日、Minas Gerais連邦大学、Belo Horizonte(ブラジル)
森際康友、The Core Value of Legal

- Ethics: that which wins the trust of the people, 2013年6月6日、National University of Mongolia (モンゴル)
- 森際康友、Silk Road, where a wealth of paths cross, International Conference “Silk Road: Past, Present and Future”, 2013年6月5日、Mongolian University of Science and Technology, Ulaanbaatar (モンゴル)
- 森際康友、The Crisis of Legal Reform in Japan: Whichever System of Legal Education Best Secures Quality Legal Service? 《現代性与中国法律文化》国際研討会、2013年5月26日、中国人民大学(中国)
- 森際康友、「為何法律在民主政治中重要? - 法治的基礎」, 北京大学法学院比較法与法社会学研究所主催講演会、2013年5月24日、北京大学(中国)
- 松本恒雄、予備試験が法科大学院教育及び法曹養成システムに与える影響、臨床法学教育学会第6回大会、2013年4月21日、立命館大学
- 森際康友、法学と法教育、法と教育学会、2012年9月2日、東京大学法学部
- 森際康友、Legal Ethics in East Asia: practice and challenges, The 5th International Legal Ethics Conference、2012年7月14日、Banff Centre, Banff (カナダ)
- 松本恒雄、適用を開始したカンボジア民法、アジア法学会2012年春季大会、2012年6月17日、関西大学
- ②① 森際康友、弁護士人口の増加と職業倫理、法曹倫理国際シンポジウム2012『弁護士人口の増加と職業倫理』、2012年3月11日、東京大学
- ②② 森際康友、グローバル化時代における法曹倫理の課題と方法、法曹倫理国際コロキウム2012『法曹倫理の最前線』、2012年3月10日、東京大学
- ②③ 長谷部恭男、Can There Be Regional Constitutionalism? 4th Asian Constitutional Law Forum、2011年12月17日、香港大学(香港)
- ②④ 森際康友、A Functional Theory of Legal Interpretation、グローバルCOEプログラム「テキスト布置の解釈学的研究と教育」第13回国際研究集会「哲学的解釈学からテキスト解釈学へ」、2011年12月11日、名古屋大学
- ②⑤ 森際康友、Producing Justice: social responsibility of the legal profession in the age of globalization, 25. Weltkongress der Internationalen Vereinigung fuer Rechts – und Sozialphilosophie (IVR) “Recht, Wissenschaft und Technik”、2011年8月16日、フランクフルト大学(ドイツ)
- ②⑥ 松本恒雄、化粧品品の安全・安心と表示 -

消費者に信頼される開発、マーケティング、苦情対応、第36回日本化粧品学会、2011年6月9日、有楽町朝日ホール

〔図書〕(計13件)

- 森際康友他24名、名古屋大学出版会、法曹の倫理第2.1版、2015、407(2-14、146-154、188-194、296-317、347-363)
- 森際康友他40名、Kodex, Ius Est Ars, 2015、567(359-368)
- 須網隆夫他41名、Hart Publishing, The EEA and the EFTA Court, Decentered Integration, 2014、554(529-540)
- 須網隆夫他15名、Edward Elgar, The Changing Role of Law in Japan: Empirical Studies in Culture, Society and Policy Making, 2014、266(229-246)
- 長谷部恭男他9名、岩波書店、岩波講座現代法の動態1「法の生成/創設」、2014、244(3-23)
- 長谷部恭男、岩波書店、憲法の円環、2013、263
- 長谷部恭男、有斐閣、高橋和之先生古稀記念 現代立憲主義の諸相、2013、1484(443-461)
- 松本恒雄・斎藤雅弘、町村泰貴編、勁草書房、電子商取引法、2013、501(3-42)
- 森際康友他17名、Noeses, Human Rights and the Problem of Legal Injustice, 2013、400(277-285)
- 森際康友、Michael Stolleis, Jean-Louis Halpérin (eds.) 他6名、Springer, Interpretation of Law in the Age of enlightenment: From the Rule of the King to the Rule of Law, 2011、193
- 森際康友他24名、名古屋大学出版会、法曹の倫理第2版、2011、407
- 森際康友他24名、台北:新學林出版、法曹倫理、2011、387
- 長谷部恭男、河出書房新社、法とは何か、2011、231

6. 研究組織

(1) 研究代表者

森際 康友 (MORIGIWA YASUTOMO)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号: 40107488

(2) 研究分担者

長谷部 恭男 (HASEBE YASUO)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号: 80126143

須網隆夫 (SUAMI TAKAO)

早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号: 80262418

(4) 研究協力者

松本 恒雄 (MATSUMOTO TSUNEO)